

## 利 用 者 の た め に

### 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、これを最初の農業センサスとはいえない。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口

調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

今回の1995年農業センサスは、戦後10回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回のセンサスは復帰後では1975年農業センサスから5回目、戦後では8回目の農業センサスである。

# 1995年農業センサスの概要

## 1 調査の目的

1995年農業センサスは、我が国農業の生産構造、農業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農業行政諸施策及び農業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

## 2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

## 3 調査の体系

調査の体系は、下表のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省統計情報部で行った。

## 4 調査対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

なお、雲仙・普賢岳の噴火に伴う災害により長崎県島原市及び深江町の警戒区域及び避難勧告地域は、調査の範囲から除外した。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体調査	農家調査	農家の全数	農林水産省 - 都道府県 市区町村 - 指導員 - 調査員	平成7年2月1日 (沖縄県は平成6年 12月1日)	調査員が調査客体に面接して聞き取る（一部項目については農家自身の自計申告）方法により行った。
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、 会社等の全数	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員	同上	指導員が調査客体に面接して聞き取る方法により行った。
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省 - 地方農政局 - 統計情報事務所 - 同出張所	同上	出張所職員が調査客体に面接して聞き取る方法により行った。
農村地域環境総合調査		旧市区町村を単位とする区域の全数	農林水産省 - 地方農政局 - 統計情報事務所 - 同出張所	同上 (平成7年5月に実査)	出張所職員が関係者に面接して聞き取る方法により行った。

## 用語の解説と利用上の注意

### 【農業事業体調査】

#### 1 農 家

(1) 農家とは、平成7年2月1日（沖縄県は、平成6年12月1日）現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯（これを「例外規定農家」という。1960年世界農林業センサスでは2万円以上、1965年農業センサスでは3万円以上、1970年世界農林業センサスでは5万円以上、1975年農業センサスでは7万円以上、1980年世界農林業センサス及び1985年農業センサスでは10万円以上、1990年世界農林業センサスでは15万円以上。）をいう。

(2) 農業を営むとは、営利又は自家消費のため耕種、養蚕、養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

#### 2 農家以外の農業事業体

(1) 農家以外の農業事業体とは、1で規定した農業を営む世帯以外の農業を営む事業体であって、経営耕地面積10a以上あるもの又は経営耕地面積がそれ未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるものをいう。

(2) 協業経営体とは、2戸以上の世帯が農業経営に関し、栽培、飼育、販売、収支決算等一切の過程を共同して行い、収益を分配しているものをいう。

#### 3 経 営 耕 地

(1) 経営耕地とは、調査期日現在農家が経営している耕地について、土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積を聞き取ったものである。

(2) 自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。経営耕地とするかどうかについては次によった。

ア よそから借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものでも、すべて借り受けている農家の経営耕地（借入耕地）とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の小作関係と同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している農家の経営耕地（借入耕地）とした。

ウ 耕起あるいは稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、人に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 収穫物のすべてを委託者がもらいうける契約で、作物の栽培一切を人にまかせ、そのかわり、あらかじめ決めてある一定の耕作料を支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に2作した耕地であっ

て、うち1作だけの期間を人に貸し付けたものは、貸し付けた側の経営耕地とした。

調査期日前1年間に1作しかしなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地とした。(借り受けた側の経営耕地となる。)なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地(借入耕地)とした。

カ 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地を無断で借用し、耕作している場合も経営耕地(借入耕地)とした。

キ 協業経営している耕地は、自分の土地であっても、自家の経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

ク 他市区町村や他の都道府県に出作している耕地でも、すべてその家の経営耕地とした。したがって 県や 町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農家が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

(3) 耕地とみなすかどうかについては、次によった。

ア 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ(斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。)、残りの部分については耕地以外の土地とし、実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とし

た。

イ 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する明確な意思のある土地は耕地とした。しかし、過去1年間以上作物を栽培せず、しかもここ数年の間に再び耕作する明確な意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。

ウ 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査時点までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

エ 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

オ ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、きのこ栽培専用のものの敷地やコンクリート床などで、地表から植物体がしゃ断されている場合は、耕地としなかった。

カ 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕作して作った牧草地(いわゆる造成草地)も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をしていないものは近く更新することが確定しているものを除き、耕地以外の土地とした。

キ 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

ク 林業用苗木を栽培している土地も耕地とした。

ケ 肥培管理を伴う、たけのこ、くり、くる

み，山茶，こうぞ，みつまた，はぜ，こりやなぎ，油桐，あべまき，うるし，つばきなどの栽培地も耕地とした。（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）

（４）耕地の面積については，ha，aを単位に調査したが，町，反，畝で農家が答えた場合は，1畝は1a，1反は10a，1町は1haとみなし，そのまま読み替えて調査票に記入し集計した。このように換算係数を用いた換算を行わなかったのは，農家は経営耕地面積に関し，土地台帳上の面積を申告することが多いと考えられること等から，厳密な換算をしてもあまり意味がないからである。

（５）センサスによる経営耕地面積は実際の面積より過少になることがあると考えられるので，耕地面積の実数については標本実測調査の結果を用い，センサス結果についてはこれを実数としてそのまま用いるのではなく，市町村における農業構造に関し，例えば耕地の利用状態別構成比，耕地利用率，耕地の集落別分布率等を見るために利用するのが望ましい。

なお，農林水産省が現在行っている耕地面積に関する標本実測調査では，旧市区町村別や農業集落別等の小地域範囲の統計はもちろん，市区町村別統計についても耕地の利用状態を細分した詳細なものを作成することは困難であるので，これらの地域間比較や年次比較等に関しては，センサスの結果が用いられることになるが，その際センサスの結果は以上のような問題を含むものであることを十分留意する必要がある。

（６）耕地の団地とは，農家が経営する耕地の種類（田，畑及び樹園地）ごとに地続きの一团で農家が作業単位としている耕地の集団をいう。

なお，ほ場とほ場の間に水路や農道があっても農作業単位で農業用機械が自由に往復できるときは1つの団地とした。

#### 4 主 副 業 分 類

（１）平成元年度に設定した「農家類別分類」の名称及び区分がなじみにくいこと等から，1995年センサスから名称を「主副業別分類」に変更した。具体的には，農家類別区分の類と類を併せて「主業農家」とし，類を「準主業農家」，類を「副業的農家」に変更した。

（２）主業農家とは，農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で，65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。

主業農家のうち，「65歳未満の農業専従者がいる」とは，65歳未満の農業従事150日以上の子帯員がいる農家をいう。

（３）準主業農家とは，農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で，65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。

（４）副業的農家とは65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家をいう。

#### 5 専 兼 業 分 類

（１）現行の専兼業分類については，大規模農家でも子帯員の誰かが他産業に勤めていれば兼業となるなど実態とのかい離が見られるの

で、専業分類の統計利用に当たっては十分留意する必要がある。

(2) 専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者がいない農家をいう。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」とは、男子15～64歳の世帯員のいる世帯のことであり、「男子生産年齢人口のいない世帯」とは、同世帯員のいない世帯である。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」と「男子生産年齢人口のいない世帯」では経営内容に著しい格差があるので、専業農家の統計利用に当たっては十分留意する必要がある。

(3) 兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家とは農業を主とする兼業農家、第2種兼業農家とは農業を従とする兼業農家をいう。この場合の主従は家としていずれの所得が多いかによって定めることとしている。

(4) ここでいう兼業従事者とは、調査期日前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者(1960年センサスは年間30日以上という規定でなく、年間収入が1万円以上となっていた。)又は調査期日前1年間の販売金額が15万円以上(1960年センサスは1万円以上、1965年センサスは2万円以上、1970年センサスは3万円以上、1975年センサスは5万円以上、1980年センサスは7万円以上、1985、1990年センサスは10万円以上。)ある農業以外の自営業に従事した者のことである。

(5) 兼業農家のうち世帯主農業主とは、調査期日前1年間に農業に150日以上従事した世帯主がいる農家又は兼業に従事した世帯主のうち農業が主の農家をいう。

世帯主兼業主とは、兼業に従事した世帯主のうち兼業が主の農家をいう。

恒常的勤務とは、決まった勤務先に事務員、教員、工員などとして勤めた世帯主のいる農家をいう。出稼ぎとは、通勤できないため自宅以外の場所に寝泊りし、臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。日雇・臨時雇とは、通勤で臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。

1970、1975年センサスは兼業の種類別区分を「世帯主」と「あとつぎ」の兼業従事を主体に分類し、1980、1985、1990年センサスは世帯主の農業を中心とした就業状態及び従事している兼業の種類を基準に分類することによって、兼業農家のうちから専業的農家を区分していたが、1995年センサスからは、第2種兼業農家の恒常的勤務の割合が高くなってきたことから世帯主の兼業種類別の統計表章が薄れたため、「世帯主農業専従」と「世帯主兼業の農業主」を統合し、「世帯主農業主」とした。

## 6 農産物販売金額

農産物販売金額とは、調査期日前1年間の農産物販売金額(経費を差し引かない販売粗収入のこと。自給部分の見積金額は含まない。)の合計である。

## 7 農業経営組織分類

単一経営農家とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の8割以上を占める農家をいう。

準単一複合経営農家とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割以上8割未満の農家をいい、複合経営農家とは、同じく6割未満の農家をいう。

なお、1995年センサスから近年生産が増加している「花き、花木」を独立した部門とし、「施設園芸」を「施設野菜」、「果樹類」及び「花き、花木」に分割した。

## 8 世帯員

(1) 世帯員とは、原則として住居と生計を共にしている人のことである。

(2) 出稼ぎ、行商、入院療養等で調査期日現在その家にいなくても生計を共にしている人、その家で養っている身寄りのない老人や子供のように世帯員との血縁又は姻戚関係がなくとも一緒に住み生計を共にしている人などを含む。ただし、家族であっても、勉学や就職のためふだんよそに住み生活している人（農業研修等で1年未満の短い期間よそに出ている人は世帯員に含める。）、親戚や知人から就学などのため一定期間あずかっている子弟や下宿人、住み込みの雇い人等は含めない。（1965年センサスまで住み込みの雇い人を含めていた。）

(3) 農業センサスにおける世帯員の規定は、次のように国勢調査の規定と若干異なっている

ので留意する必要がある。

ア 農業センサスでは、調査期日現在出稼ぎなどで家にいない人でも、不在期間が30日以上1年未満の場合は世帯員としている。しかし、国勢調査では不在期間3か月以上にわたるような出稼ぎをしている人などは、その家の世帯員とせず、出稼ぎ先で調査することとなっている。（国勢調査の手引による。）

イ 農業センサスでは、住み込みの雇い人は世帯員としないこととしているが、国勢調査では、営業のため住み込みの雇い人及び家事使用人はいずれも世帯員に含めることとなっている。（同前）

ウ このように両調査の規定が異なっているのは、次のような理由による。

(ア) 国勢調査の第1のねらいは、調査時点での人口を正確に把握することであるため、このように規定することが、その目的達成に最も適している。

(イ) しかし、農業センサスで世帯員を調査する第1のねらいは、その家が専業農家であるか、あるいはどのような兼業に依存している農家かなど、農家の経済的性格区分をすることにある。この目的を達成するには上記のように規定しないと例えば、出稼ぎ者の数が把握できないばかりでなく、出稼ぎに依存している農家が統計上専業農家に数えられるなど実態を正確に反映しなくなる。

また、住み込みの雇い人は、世帯員の家族と住居は共にしているが、生計を共

にしているとは考えられない。したがって、このような人を世帯員に入れると、上記の場合と同様、農家の性格区分などが行えなくなる。

(4) なお、1990年センサスまでは、16歳以上をもって「生産年齢人口」としていたが、国勢調査等と比較できるように、1995年センサスから、15歳以上をもって「生産年齢人口」とした。

(5) 世帯主とは、その家の経済的責任者である。同居あとなつぎとは、その世帯に同居している15歳以上の世帯員でその家を継ぐ予定の者であり、農業後継者といった狭い意味のものではない。なお、将来、婿をとって家のあとなつぎにする予定の場合は、該当する子供(女子)を家のあとなつぎ予定者とした。また、その家のあとなつぎが決まっていない場合は、世帯員の満15歳以上の男子のうち最年長者をその家のあとなつぎ予定者とした。

子供がいない家、いても満15歳未満の子供しかいない家等はあとなつぎがいない家として処理した。

他出あとなつぎとは、次の代でその家の経済的責任者になる予定の人で、満15歳以上で他出し、独立して生活を行っているものである。

## 9 就業状態の区分

(1) 15歳以上の世帯員について、調査期日前1年間の就業の実績により就業状態を区分したものである。

(2) 国勢調査では、調査期日前1週間、労働力

調査では毎月の末日に終わる1週間の就業の実績により区分することを原則としているが、農家世帯員の就業は季節的な変化が著しく、特に2月1日(沖縄県では、12月1日)前1週間の実績に基づいて区分したのでは、農家世帯員の就業の実態にほど遠いものとなるので、調査期日前1年間の実績に基づくこととしている。

(3) 就業状態の区分は、調査期日前1年間の自家農業とその他の仕事についての従事状況と、ふだんの主な状態の組合せによった。

## 10 農業従事者

(1) 農業従事者(農業に従事した世帯員)とは、15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも農業に従事した者のことである。

(2) 農業就業人口(農業に主として従事した世帯員)とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に仕事(収入を目的とするもの)としては主として農業に従事した者(農業だけに従事した人+農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主)のことである。したがって、年間農業にわずかしか従事していない者でも、兼業従事日数より多ければ個々に計上されているので留意する必要がある。

(3) 基幹的農業従事者(農業に主として従事した世帯員のうち、仕事の主の人)とは、1960年センサスでは「基幹的農業労働力」、1965年センサスでは「仕事を主とする農業就業人口」と表示しているもののことで、農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業 のみに 従事	農業とその他 の仕事の両方 に従事		その他 の仕事 のみに 従事	仕事に 従事し なかつた
			農業 が主	その他 の仕事 が主		
ふだん の主な 状態	主に 仕事	C		A		
	主 家事 育 児	B				
	その他					

A 農業従事者

B 農業就業人口

C 基幹的農業従事者

状態(下記(4)参照)が「主に仕事」に該当した人のことである。したがって、ふだん農業に従事することを主としている人ということになる。

(4) ふだんの主な状態は、9の(2)に記した考え方にに基づき、調査期日前1年間に於いて通常人が活動する時間にその人は主に何をしていたかという実績によって、主に仕事、主に家事や育児、その他に区分した。「その他」には、通学を主としていた人、病気やけがで寝ていて何もしていないでいた人、老人などで少しは家事や仕事もするが大部分の時間そうした労働はしないでいた人、失業して家にいる人などを含む。役職について、ふだんはそのことで活動していても、その役職が収入を目的としないものであれば「その他」に含めた。

(5) 「基幹的農業従事者」は以上のような区分

によるものであるので、年間の農業従事日数が60日に満たないようなわずかなものは例外的にしか計上されないことになる。

(6) 「基幹的農業従事者」の人数はもちろん、「農業就業人口」を農業労働力の総量と考えることは適切でない点にも留意する必要がある。農業従事者については、統計表にも見られるとおり、「農業就業人口」のほか、主として兼業に従事しながら農業にも従事する者(すなわち、農業以外の仕事を主とする者)が近年特に増加し、相当な比重を占めるようになってきており、農業労働力量に関しこれを無視できないからである。

## 1 1 作物，家畜

(1) 収穫面積は、調査期日前1年間に作物を実際に収穫した面積であり、収穫皆無の面積は含んでいない。また、施設園芸による収穫面積も含んでいない。同一作物を同じ土地に年2回作付けし、収穫した場合は、2回分の面積が計上される。ただし、何回収穫しても同一株、同一個体からの収穫であれば、その部分の面積は1回しか計上されない。販売のあった農家数は、調査期日前1年間に金額の多少にかかわらず、その作物を販売した農家数である。販売には現物交換を含み、また、調査期日前1年より以前に収穫し貯蔵してあったものでも調査期日前1年間に販売した場合は販売のあった農家数に計上した。

(2) 家畜の飼養頭羽数は、調査期日現在のものであり、育成牧場等へ預けているものを含んでいる。なお、ブロイラーの出荷羽数及び養

蚕の掃立卵量は、調査期日前1年間のものである。

(3) 前項でセンサスの結果による耕地面積は実際より過少になることがあると述べたが、作物の収穫面積、家畜飼養頭羽数、養蚕掃立卵量等に関しても同様のことが言えるので利用に当たっては耕地面積と同様十分留意する必要がある。

## 1 2 農業雇用労働

(1) 常雇とは、主として自営の農作業のために雇った人で雇用契約(口頭の契約でもよい。)に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことである。なお、住み込み及び通勤の双方を含む。

(2) 農業臨時雇とは、農業雇用労働のうち常雇以外のもので、農業季節雇、農業日雇などのことである。農作業をよそに請け負わせた場合の労働は含まない。(農作業請け負わせというのは、一定量の作業のすべてを人にまかせ、その対価として、例えば、10a当たりいくらかという形で料金を支払うような場合のことである。)

(3) 手間替え・ゆいとは、農家相互間で等価交換を原則としているすべての労力交換のことである。労力の交換をして、その過不足を現金や物品で清算したような場合、機械耕をしてやった代わりにその分を手間で返してもらった場合、共同田植・共同防除などの共同作業をしてもらった場合などを含む。

(4) 手伝いとは、金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働のことである。

## 1 3 農業生産組織

(1) 機械・施設の共同利用組織とは、農業の生産過程の一部で使用する機械や施設等の利用についての申し合せにより、農家が相互に結びついている組織をいう。しかし、これらのうち、形式的には農業生産組織の形をとっていても実質的に個別農家で行っているような名目的なものは除かれている。

(2) 農作業の受託組織とは、農作業の全部又は一部分を受託し、一定の作業料を収受している組織をいう。

なお、「機械・施設の共同利用組織」が、農作業等を受託するような場合は、この「農作業の受託組織」にも含めている。

## 1 4 請負作業

(1) 農作業をよそに請け負わせた農家数及び請け負わせた面積は、水稻作の作業のうち、育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀及び乾燥・調製の6つの作業並びに水稻作以外の作業について、賃作業や請負作業に出したものについて調査したものである。経営のすべてを請け負わせていて実質的に貸付耕地となっている耕地については、借入側の経営耕地として調査した。

(2) よその農作業を請け負った農家数と請負面積は、個人(相対で、又はあっせんを受けて)として及び受託組織などの仕事で請負作業を行ったものである。

この場合、農協や受託組織などにオペレーター等として雇われ、機械作業に従事したた

けというものは含まない。

## 【農業サービス事業体調査】

### 1 農業サービス事業体

農業サービス事業体の定義は、「委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事務所を含む。）」である。このうち農業生産工程にかかわる直接的な農作業サービスを行うもの（農業経営を併せ行うものを除く。）、具体的には、農作業の委託（構成員からの員内受託を含む。）を行っている農業生産組織、農協等が農作業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等、農耕・畜産（養蚕）サービスを行う会社や個人業者を調査の対象とした。ただし、航空防除を行う会社については調査対象から除外した。

### 2 組織形態

1990年センサスは運営主体による分類を行っていたが、1995年センサスは法的な形態により分類することとした。

（1）農事組合法人とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設置された法人をいう。

（2）会社とは、株式、有限、合名及び合資の会社組織をいう。

（3）農協とは、農業共同組合法に基づき組織さ

れているもので総合農協及び専門農協をいう。

（4）その他の法人とは、公益法人（財団法人及び社団法人）などが該当する。

（5）地方公共団体とは、都道府県及び市区町村（財産区を含む。）をいう。

（6）任意組合とは、生産組合、農事実行組合など農家によって構成されている事業体で法人格を有していないものをいう。

（7）その他とは、個人業者などをいう。

## 【農村地域環境総合調査】

### 1 調査の対象

農村地域環境総合調査の調査対象は、旧市区町村のうち、1990年世界農林業センサス農業集落調査で実査対象となった農業集落の所在する旧市区町村の地域を対象とした。

### 2 農業集落数

1990年センサス農業集落調査の集落数とした。

### 3 総土地面積及び総林野面積

総土地面積及び総林野面積は1990年センサス林業地域調査の面積とした。

### 4 廃棄物の処理方法

農家のし尿処理方法及び家庭雑廃水（台所）の処理方法について調査した。

「公共下水道」とは、下水道法第2条第3項に規定する公共下水道をいう。

「集落排水施設」とは，農村総合整備モデル事業，農村基盤総合整備事業及び農業集落排水事業に基づく農業集落排水施設並びに漁業集落環境整備事業に基づく漁業集落排水施設をいう。

「コミュニティープラント」とは，農林水産省等の補助事業による4～5軒を対象にした排水施設をいう。

「合併浄化槽」とは，家庭の宅地内又は宅地周辺に家庭雑廃水の排水用に設置された吸込槽をいう。

「農業用排水路・河川等に直接流す」とは，農業用の用水又は排水のための施設や河川等に排出している場合をいう。

「水洗」とは，公共下水道，集落内排水施設等，合併浄化槽などで処理している場合をいう。

「汲み取り」とは，市町村，事務組合又は個人業者が汲み取りを行うものをいう。